

## 旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
府民文化部 府民文化総務課	<p>旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならぬが、未精算のものが2件あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>旅費支給日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>東京都</td><td>令和6年6月17日</td><td>29,480円</td><td>令和6年6月18日</td></tr> <tr> <td></td><td>東京都</td><td>令和6年9月10日</td><td>29,300円</td><td>令和6年9月13日</td></tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日	A	東京都	令和6年6月17日	29,480円	令和6年6月18日		東京都	令和6年9月10日	29,300円	令和6年9月13日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b> 第47条関係</p> <p>1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日													
A	東京都	令和6年6月17日	29,480円	令和6年6月18日													
	東京都	令和6年9月10日	29,300円	令和6年9月13日													
措置の内容																	
<p>是正を求められた事項について、速やかに精算手続を行った。</p> <p>今回の検出事項の原因是、所属職員が旅費の精算手続を失念していたこと及び旅費担当者が旅費の精算手続の確認を怠ったことによる。</p> <p>再発防止に向け、管外出張する職員には旅費の確定後30日以内に精算登録を行うよう注意喚起するとともに、旅費担当者によって月1回の精算状況の確認を徹底することとした。</p>																	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年6月2日から同年8月28日まで）

## 旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
健康医療部 健康推進室	<p>旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>精算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>東京都</td><td>令和6年4月9日</td><td>29,192円</td><td>令和6年5月16日</td></tr> <tr> <td>B</td><td>東京都</td><td>令和6年4月9日</td><td>29,400円</td><td>令和6年5月16日</td></tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	東京都	令和6年4月9日	29,192円	令和6年5月16日	B	東京都	令和6年4月9日	29,400円	令和6年5月16日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b> 第47条関係</p> <p>1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日													
A	東京都	令和6年4月9日	29,192円	令和6年5月16日													
B	東京都	令和6年4月9日	29,400円	令和6年5月16日													
<b>措置の内容</b>																	
<p>検出事項の原因是、出張者の認識不足及び事務担当者の確認不足によるものである。 今後は、管外旅費支出時に、出張者に対して出張後速やかに精算処理を行うよう周知するとともに、所属職員に対しても精算の必要性について周知を行った。 また、支出命令者及び事務担当者が復命書及び総務事務システムでの定期的な確認を行うこととした。 今後も定期的に所属職員に向けて注意喚起を行い、適正な事務処理に努める。</p>																	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年6月5日から同月19日まで）

## 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項														
健康医療部 健康推進室	普通財産の貸付の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>貸付数量</th><th>目的</th><th>年間貸付料</th><th>貸付期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>(注1) 175.42m<sup>2</sup></td><td>公益財団法人大阪府保健医療財団本部及び大阪がん循環器病予防センター総合健診に係るスペース</td><td>(注2) 2,882,330円</td><td>令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>建物</td><td>(注3) 5033.15m<sup>2</sup></td><td>大阪がん循環器病予防センター</td><td>免除</td><td>令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、貸付数量の変更に伴う登載が行われず「66.25m<sup>2</sup>」のまま放置されていた。    (注2) 公有財産台帳では、年間貸付料の変更に伴う登載が行われず「1,007,050円」のまま放置されていた。    (注3) 公有財産台帳では、貸付数量の変更に伴う登載が行われず「5142.32m<sup>2</sup>」のまま放置されていた。</p>	種別	貸付数量	目的	年間貸付料	貸付期間	建物	(注1) 175.42m <sup>2</sup>	公益財団法人大阪府保健医療財団本部及び大阪がん循環器病予防センター総合健診に係るスペース	(注2) 2,882,330円	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	建物	(注3) 5033.15m <sup>2</sup>	大阪がん循環器病予防センター	免除	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで	<p>【大阪府公有財産規則】    (貸付状況の確認)    第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】    (使用許可、貸付又は使用承認の状況)    第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。    2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>			
種別	貸付数量	目的	年間貸付料	貸付期間																
建物	(注1) 175.42m <sup>2</sup>	公益財団法人大阪府保健医療財団本部及び大阪がん循環器病予防センター総合健診に係るスペース	(注2) 2,882,330円	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで																
建物	(注3) 5033.15m <sup>2</sup>	大阪がん循環器病予防センター	免除	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで																
措置の内容																				
<p>検出された事項について、公有財産台帳への登載を行った。    今回の検出事項の原因は、公有財産台帳等管理システムの入力についての事務手続が担当者任せになっており、事務の引継ぎ及びチェック体制が不十分であったことである。    再発防止のため、年間貸付料の改定手続時に公有財産台帳登載まで完了するよう手続を見直し、手順書に反映した。    今後は、決裁時に手順書を添付し、担当者だけではなく複数の職員での確認を徹底することで、適正な事務処理を行う。</p>																				

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年6月5日から同月19日まで）

## 旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
人事委員会事務局	<p>旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>精算日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>大阪府</td><td>令和6年4月2日 から同月3日まで</td><td>380円</td><td>令和6年8月7日</td></tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	大阪府	令和6年4月2日 から同月3日まで	380円	令和6年8月7日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b> 第47条関係 1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。 なお、債務金額の確定を別途伺い定めする場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
A	大阪府	令和6年4月2日 から同月3日まで	380円	令和6年8月7日								
<b>措置の内容</b>												
<p>検出事項の原因是、申請者が期限内での精算処理を失念していたこと、旅費支給担当者による精算状況の管理不足にある。 再発防止に向けて、所属職員に対して精算の必要性について周知を行い、精算が行われていない場合は該当職員に入力を促すことを徹底する。また、旅費支給担当者は定期的に総務事務システムのお知らせの内容を確認することとし、管外旅費の精算漏れがないよう、適正な事務処理を行う。</p>												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年7月2日）

## 服務管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
人事委員会事務局	<p>疾病等により30日以上休業又は休職していた職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である本庁各課及び出先機関の長は統括安全衛生管理者である総務部長に対し、大阪府職員安全衛生管理規程第38条に基づく病者の報告等を行わなければならず、人事委員会事務局職員は知事との協議により職員の例により措置することとされているが、報告がなされていないものがあった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th><th>休業期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td><td>令和7年2月12日から同年3月25日まで（42日間）</td></tr> </tbody> </table>	職員	休業期間	A	令和7年2月12日から同年3月25日まで（42日間）	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>【大阪府職員安全衛生管理規程】</b> (病者の報告)</p> <p>第38条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者（休業者）報告書（様式第6号）に医師の診断書を添付し、部局安全衛生管理者（労働委員会事務局の安全衛生管理者にあつては、商工労働部の部局安全衛生管理者）を経由して、統括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p> <p>（他の任命権者との協議）</p> <p>第73条 知事は、他の任命権者から当該所属職員の労働安全衛生に関し要請があつた場合には、協議のうえ職員の例により措置することができる。</p>
職員	休業期間					
A	令和7年2月12日から同年3月25日まで（42日間）					
<b>措置の内容</b>						
<p>未提出となっていた病者報告については、監査受検後、統括安全衛生管理者あて提出した。</p> <p>検出事項の原因は、担当者及び関係職員の認識不足にある。再発防止に向けて、関係職員に対し、服務に係る手続を適切に行うよう周知を図った。</p> <p>今後は、大阪府職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行う。</p>						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年7月2日）